

社会福祉士養成(4年制大学(通信課程))に伴う実習指導の現状と今後の課題

— 課題を抱える学生に対する支援に関する一考察 —

○ 東北福祉大学 氏名 佐藤 博彦 (会員番号 5895)

キーワード3つ: 通信教育課程 社会福祉士養成 実習指導

1. 研究目的

「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」(平成19年法律第125号)の成立により、「社会福祉士養成課程及び介護福祉士養成課程」における教育カリキュラム等の見直しが行なわれている。それに伴い社会福祉士養成校(4年制大学)においても教育カリキュラム等の変更が行なわれているところである。そのカリキュラムである「社会福祉士相談援助実習指導」(以下、「相談援助実習指導」)、「社会福祉士相談援助実習」(以下、「相談援助実習」)について、通学課程学生とは異なり、自宅学習(個人学習)が中心であり、なおスクーリング受講の時間数等も限られている通信教育課程の学生に対する実習教育体制および実習指導方法について明らかにするものである。合格率も重要であることも理解できるが、ただ単に国家試験受験資格を取得させるための実習指導教育ではなく、そして国家資格取得後も社会福祉士という名ばかりだけではなく、実際にソーシャルワーク専門職として実践活動が可能となる、専門知識、専門技術を持ち備えた社会福祉士養成を行うためにはいかなる指導体制の構築が必要になるのか。ここでは、4年生大学における通信教育課程に限定しているが、その一端を明らかにすることが今回の研究の目的である。

2. 研究の視点および方法

(1) 通信課程および通学課程における「相談援助実習指導」「相談援助実習」科目のカリキュラム編成についての比較・検討

①面接授業時間数および面接授業での学習内容の確認および分析

②通信教育課程における学生の実習に関する知識の理解度についての確認方法の検討

(2) 実際の事例にもとづき、その指導方法・内容を分析し、今後の指導体制を検討する。

①事例検討

1) Aさん 実習中止 2) Bさん 実習一時中断 実習再開 実習終了

②巡回指導および帰校指導の実施回数の違いによる教育指導効果の分析

③通信教育課程における指導体制の検討

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の倫理指針に基づき実施した。事例については個人、実習先名および実習先種別等も一切特定できないようにした。

4. 研究結果

(1) 自宅でのレポート学習が学習方法の中心であり、面接授業受講回数や受講時間が限られている通信教育課程の学生に対して、CBT・OSCEの導入による学習効果は確

実に期待できる。ただし、限られた面接授業時において確実に実施できる体制が必須であることはもちろんのこと、学生の状況（性格的課題、精神的課題等）に見合った「個別指導」の実施が必要である。

- (2) 結果的に相談援助実習が「中断」になる、または「中止」になる学生に対しては、実習指導者との連携の必要性、また学生への「個別指導」実施の必要性から、帰校指導ではなく巡回指導の実施が有効である。また、巡回指導における「個別指導」以外でも、実習先および養成校における「個別指導」の実施、更に「実習指導者との連携（情報共有）」が必要不可欠である。

5. 考察

相談援助実習において、通学課程学生だけではなく、通信教育課程の学生の占める割合は年々増加している傾向にある。その傾向の中で現状では、相談援助実習が中断せざるを得ない、もしくは中止せざるを得ないとなる事例も増加している。

相談援助実習は、実習生・実習指導者・教員が連携しながら進めていく必要がある。その結果、実習生は経験を通して、専門知識・専門技術を修得していくわけである。

「相談援助実習」を通して専門知識・専門技術を修得していくのはもちろんのことながら、大切なのは、「相談援助実習」前に180時間を全うすることが可能な、知識、技術を持ち備えているかということである。この確認方法が重要である。通信教育課程の多くは、積み上げ方式と呼ばれる、単位取得数や必須科目に条件を課しているところが多い。これは、単位修得数等の条件を満たせば、例えば、「他人とコミュニケーションをとることができない」、「（「相談援助実習」を行うにあたり）精神的問題を抱えている。（しかし、自己覚知していない）」等でも「相談援助実習」が行われることを意味している。

通信教育課程の学生の場合、入学審査も書類審査のみの場合が多く、学力レベルの判断が難しいという問題もある。しかし、実習指導者、実習担当教員にも資格要件が課されている今、相談援助実習を全うする専門知識、専門技術を持ち備えた実習生を養成することが養成校側の責務である。上記のように、一定の条件を満たすことによって「相談援助実習」が可能になるということは、「相談援助実習」において、「実習の中断」「実習の中止」という事態が起こる可能性は十分に存在する。

従って、特に今後は課題を抱える学生に対する「相談援助実習指導」「相談援助実習」の指導内容・指導方法の検討が必要であると考えられる。「相談援助実習指導」においては、限られた面接時間数の中で学習する通信教育課程学生に対する知識、技術の確認方法の確立、そして「相談援助実習」においては、特に課題を抱えている実習生に対して、実習の中断、中止にならないようにするための指導方法、特に実習前、実習中の「個別指導」に関して、具体的実践の内容および方法の確立について、今後もこれらを研究の課題とする。